

平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年6月15日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

議案第42号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について

報告事項

1. 地域支え合い活動助成制度の創設について
2. 中学校における冬期のエアコン運用結果について
3. 給食費の滞納状況について
4. (仮)可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設基本設計(案)のパブリックコメントについて
5. 小規模保育事業について

事前質疑

1. 教育大綱について
2. 福祉センターの指定管理者について

協議事項

1. 次期議会への引き継ぎについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西田清美	教育委員会事務局長	高木美和
健康福祉部参事	井上さよ子	福祉課長	豊吉常晃
高齢福祉課長	伊左次敏宏	こども課長	高井美樹
国保年金課長	高木和博	子育て拠点準備室長	肥田光久

子ども発達支援センター くれよん所長	前 田 直 子	教育総務課長	渡 辺 達 也
学校教育課長	梅 村 高 志	文化財課長	長 瀬 治 義
学校給食センター所長	山 口 好 成		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書 記	小 池 祐 功	議会事務局 書 記	村 田 陽 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（野呂和久君） おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会します。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

まず、4月に人事異動がありましたので、教育福祉委員と異動のありました部課長の皆さんに順次自己紹介をしていただきたいと思います。

では、まず委員長の私から自己紹介をさせていただきます。

教育福祉委員会の委員長を務めさせていただいております野呂和久です。よろしくお願いいたします。

それでは、順次、副委員長からお願いします。

○副委員長（天羽良明君） 副委員長の天羽です。よろしくお願いいたします。

○委員（林 則夫君） 林則夫です。お世話になります。

○委員（可児慶志君） 可児慶志です。よろしくお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 富田牧子です。よろしくお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 酒井正司です。よろしくお願いいたします。

○委員（出口忠雄君） 出口忠雄です。よろしくお願いいたします。

○委員長（野呂和久君） それでは、健康福祉部の方、お願いいたします。

○健康福祉部長（西田清美君） 改めまして、おはようございます。

この4月から健康福祉部長ということでお世話になります西田でございます。市役所に入りましてかなり長いわけでございますけれども、健康福祉部の所管では、市役所に入ったときに国民健康保険を担当して以来だということでございますので、いろいろと御指導いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 健康福祉部参事の井上でございます。

子育て・健康担当をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 子育て拠点準備室でお世話になります肥田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（豊吉常晃君） おはようございます。

4月から福祉課で担当しております豊吉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども課長（高井美樹君） こども課、高井でございます。よろしくお願いいたします。

○子ども発達支援センターくれよん所長（前田直子君） おはようございます。

子ども発達支援センターくれよんの所長になりました前田です。よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） おはようございます。

高齢福祉課の課長になりました伊左次と申します。前は同じ高齢福祉課で介護給付を担当させていただいておりました。この4月からお世話になっています。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長（高木和博君） おはようございます。

国保年金課の高木でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（野呂和久君） 続いて、教育委員会事務局の方、お願いします。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 引き続き務めさせていただいております教育委員会事務局長の高木でございます。よろしくお願いいいたします。

○学校教育課長（梅村高志君） 4月から学校教育課でお世話になっております課長の梅村高志と申します。3月までは御嵩町の共和中学校の校長として3年間勤めておりました。どうぞよろしくお願いいいたします。

○文化財課長（長瀬治義君） 文化財課の長瀬です。よろしくお願いいいたします。

教育文化財課から文化財課というふうになりました。学校支援係の所管が教育文化財課から学校教育課のほうへ移ったということで、名前が変わったということです。あわせまして、歴史資産整備係という係が設けられまして、文化財係と2係で文化財課のほうを所管します。また、あわせまして歴史館、資料館のほうも担当いたします。よろしくお願いいいたします。

○委員長（野呂和久君） ここで暫時休憩します。

これより先は関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前9時01分

再開 午前9時02分

○委員長（野呂和久君） 会議を再開します。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第42号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） よろしくお願いいいたします。

そうしましたら議案第42号、可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料番号4、議案説明書の3ページから資料番号1、議案40ページにて説明をいたしますのでお開きください。

改正趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、厚生労働省令で定める基準の改正に伴い改正するものでございます。内容につきましては、小規模保育事業及び事業所内保育事業に配置する職員につきまして、保育士とみなすことができる者に、これまでの保健師と看護師に加えまして准看護師を追加するものでございます。

議案の40ページと41ページ、それぞれ条例の追加分、前後表がございますが、第29条、これにつきましては小規模保育事業所A型というものでございます。それから、第31条につき

ましては小規模保育事業所B型というものでございます。それから裏面41ページ、44ページにつきましては保育所型事業所内保育所、それから第47条につきましては小規模事業所内保育と、それぞれこの4つの保育体系につきまして、准看護師が配置する職員の中に保育士としてみなすことができる者に追加をされたというものでございます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより議案第42号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この准看護師が追加されたという背景はどのようなことでしょうか。お聞きをします。

○こども課長（高井美樹君） この背景につきましては、厚生労働省のほうから通知文書が来ております。その中を読みますと、要するに保育士、看護師の確保が困難である実情に鑑みて、准看護師としての知識を生かしながら、保育業務に従事させるというものでございます。

簡単に申し上げますと、保健師、看護師については、いわゆる医療法人、医療の現場でも人手不足だという部分で、さらに保育の部分での確保が難しいというようなことから、准看護師も新たにつけ加えをしたというふうにしたので、その経験、習ったことを生かせるように各保育の現場で使ってくださいという旨が厚生労働省のほうから通知文書として来ております。以上です。

○委員（富田牧子君） 准看護師制度については廃止をしようとかいろいろありましたけど、まだ続いているような感じでありますけど、看護師と准看護師では全然資格的に違うというふうに私は思うんですね。そこら辺で、保健師と看護師と同等に准看護師をみなすという、このことはおかしいのではないかなと若干疑問を持っているんですけど、そこら辺はどうですか。

○こども課長（高井美樹君） 国の厚生労働省令で定めがあったものでございますので、これは十分それにたえ得るということで追加がされたものというふうに理解をいたします。あわせまして、准看護学校につきましては、こういった子供の保育、子供の動き方を知るという意味で、母性を確認するというところで、准看護学校も保育園での実習等に出ておられます。可児市でいいますと、可茂准看護学校のほうからも、私どもの市内の公立保育所のほうに実習でお越しいただいて、そういった部分での経験を多少なりとも積んでおられるというようなどころもあるかと思えます。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了します。

これより議案第42号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 引き続き議案第43号、よろしくお願いいたします。

可児市児童館の設置及び管理に関する条例についてでございます。

議案説明書の4ページ、それから議案42ページにて順次説明してまいりますのでお開きください。

改正趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、児童館4館の管理を指定管理者に行わせるための手続を進めるため、条例全文を改正して上程するものでございます。内容につきましては、議案42ページ以降ですね。主な条文について説明をまいります。

まず第1条につきましては、議案質疑でもございましたとおり、第1条は児童福祉法第40条を引用しまして児童館の設置目的を定めております。

それから第2条、こちらにつきましては、4館の名称及び位置を定めております。こちらではセンターと児童館というような違いがございます。兼山だけ児童館という表示になっておりますが、これは厚生労働省のほうは児童センター、児童館というものの規模とか、そういったもので名称の使い分けをしておるわけなんですけど、可児市におきましては、センターとつけているところは小規模児童館の機能に加えまして体力増進を図る事業及び設備を付加している施設ということで、広見、帷子、桜ヶ丘ですね、こちらについては少し体育室のようなものがございまして、そういったことからセンターと称しております。兼山につきましては生き生きプラザの2階にございますけれども、こちらのほうはそういう体育機能をやるようなところがないということで児童館というふうな位置づけをしております。

それから第3条ですね。こちらでは児童の健全な育成に資する事業を行うというふうに書いてございますが、この文言につきましては、質疑でもお答えしましたとおり、児童福祉法第21条の9にその文言があります。児童館で行うべき事業の全体を非常に国の法律の中でうまく表現がされているということで、ここにつきましてはそれを引用して定めております。

第4条につきましては、地方自治法、公の施設を指定管理する定めを定めております。

それから第5条、こちらは指定管理者が行うべき業務を定めております。第2号には施設管理に関する事項を定め、第3号は地域の子育て支援に関心のある人材やグループの掘り起こし等育成を行い、地域単位で特色のある活動を実施するように定めております。第4号、上記以外の業務で、指定管理者が行えるような事業を想定して定めています。通常、1号、2号、3号で想定というか、その中へ少し入ってこないような例外規定のようなものですね。通常の条項にもありますが、そういったものを第4号で定めております。

続きまして裏面になります。

第6条、それから第7条ですが、こちらは休館日と開館時間について定めておりますが、まず第6条、休館日につきましては、現行の第1・第3月曜日というのが日曜日、祝日以外の休みということでやっておりますが、これを第4号に、前3号に掲げるもののほか、月に2日以内で規則で定める日ということにしております。これは、先ほど申し上げた第1・第3月曜日の休館を、ある程度指定管理者の裁量で幅を持たせて、地域に合った運営をしていただきたいということで、そのようにここは現行の規則から変えております。

第7条の開館時間につきましても、現在は午前8時半から午後5時としておりますが、これを第7条第1項のとおり、1日当たり8時間半開館で、その時間の幅につきましては午前8時半から午後7時までの間で8時間半を定めるというふうにしまして、こちらにつきましてもある程度指定管理者がその館、センターの実情に合わせた管理ができるような形で、少し裁量の幅を持たせております。

第8条に参ります。こちらは、利用者に関する事項でございます。第3号の児童福祉に関する事業を行う者。少しわかりにくい表現になっておりますが、これは要するに、こういった児童に関する活動をする者ということなので、子育て支援活動にかかわる個人や団体のことを表示してございます。

続きまして第9条、こちらは前条の第3号の子育て支援活動を行う個人とか団体、そういった人たちに対する利用許可に関する事項を定めているものでございます。

以降、第10条は、その利用許可に関する利用の制限を定め、第11条、それから第12条、これは先ほど申し上げたように、利用許可を受けた者が目的以外の利用を禁止したり、利用を停止したり、許可を取り消したりすることに関して定めをしております。

第2項では、利用許可を受けた方が利用できなくなったときに、何らかの損害を受けたという場合でも指定管理者はその損害責任を負わないということになっております。当然その取り消しにしても、それは利用許可を受けた人の使い方の問題があるという、帰するものがそちらにあるということで使用できないようにしたということに対する損害ということでございます。

第13条です。議案は44ページのほうに参りますが、こちらに関して、第13条は、利用に際して設備の変更ですね。ちょっと何かイベントをやるのに物を動かしたいとか、ここに少し物をつけたいとか、そういったときについては指定管理者の許可を受けてくださいねというところのことが書いてございます。

それから第14条、こちらにつきましては第9条第1項ということでございますので、先ほど申し上げました子育て支援活動を行う個人とか団体の方ですね。こういった方が施設を利用するに当たっては無料ですよということをここで書いてございます。

第15条につきましては、先ほど申し上げたとおり、利用許可を受けた者が物を動かしたり、そういったことをしたときには、必ずもとに戻しましょうよというところでございます。

それから第16条につきましては、ここに書いてあるとおり、これは先ほど、利用者ですの

で、利用許可を受けた者とか、その他児童館を利用する者が施設の備品を壊してしまったとか、持って行ってしまったとか、そういったときは市に賠償してくださいねということです。

それから第17条、これは他人に危害とか迷惑を及ぼすような行為をする方については、その方の入場を制限することができるように定めています。

45ページに参ります。

第18条には指定管理者に対する秘密保持の義務を定めております。

第19条につきましては、条例以外の事項については規則で定めるということにさせていただきます。

以上、説明でございます。

○委員長（野呂和久君） これより議案第43号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） まず、そもそもこれを指定管理にする理由は何でしょうか。それで、去年の3月議会ですよ、私が一般質問したときに、前の部長ですけど、今後心配な点もあるかと思っておりますので、そういったことはきちんと課題、問題点を整理した上で、御心配になられることがないようにというふうなことでこれを出してきたということだと思いますので、理由は何か。そして、今までどういう話がなされたのか、この決定について。それについてお願いします。

○こども課長（高井美樹君） 指定管理にする旨につきましては、まず民間にできることは民間にと、できる部分の中の精査の中で、児童館について民間の力をおかりして、今より、より市民へのサービスが向上するのではないかという検討の中で、指定管理にするというところでございます。

それから昨年度の答弁以降、当然この議案につきましては、1年間事務のほうのスピードを、本来ですと昨年度お諮りをしているところでしたけど、少しおくらせた形になっておりますが、この間各館の利用とかそういったものについても当然我々なりに精査をしてみました。その中で大きな問題、課題というよりは、今よりもさらにいいものにしたいということです。これは、地域に合った、可児市には4館ございますので、よりその地域に密着し、より地域に合ったそれぞれの館の運営をできないだろうか。それが、我々市が管理するよりも、民間サービスの中でフレキシブルにできる部分はフレキシブルにやる、柔軟にやれる部分は柔軟にやると。そういったものをうまく生かせるのは民間活力であろうと、そういう結果に基づいて今回指定管理の条例を出したというものでございます。

○委員（富田牧子君） その点ですごく不思議に思うのは、これを指定管理にしたら地域に合ったサービスができるという、そのところですね。地域に合ったサービスというのは一体何なのか。前、参事も伊藤議員の質問にお答えになったけど、私はそこが本当に疑問なんです。本当にそういう指定管理を受ける、地域に密着した団体があるとお考えなんですか。

○こども課長（高井美樹君） まず、団体につきましては、兼山児童館については設置できておりませんが、桜ヶ丘、広見、帷子につきましては母親クラブというものがございます。

この母親クラブの皆さんにつきましては、児童館運営をしていく上においていろいろな催事の中で協力体制をとったり、母親クラブ自身の主催でやられるものがあったり、そういった活動をしていただいております。その他個人的な部分で、児童館に来て少し見守りをやっていただいたりとか、そういったお手伝いをいただいている方もあります。

そういったことで、現行の中で決して十分とは言えませんが、それぞれの館の中で地域住民の方がかかわっていただくというのが銘としてはございます。これをさらにもう少し伸ばしていきたいということが一つございます。以上です。

○委員（富田牧子君） 母親クラブがあるのは知っていますし、どういふ方たちがやっているのかも私も十分知っているんですけど、じゃあその母親クラブの人たちにNPOでもつくってもらって、これを指定管理で受けるというような形を考えているのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 母親クラブの皆さんは、我々も当然事務としておつき合いをさせていただいております。年間活動補助金ということで市のほうから活動の補助金を出させていただいて、年間活動の中でその補助金を使って活動していただいております。この母親クラブの皆さんにつきましては、世代交代が少しくまいていないクラブもございます。そんなようなことから、そういった母親クラブがNPOになり、そこがこの4館を受け入れる力があるかという、そこまではないのかなあというふうには思っております。

ですので、どこをどういふふうにご想定しているということではございませんが、現行の母親クラブの皆さんに、ここを指定管理を受けてやっていくというような意向があるということとは直接確認はしておりませんが、なかなかそこまでの力を持ってやれるだけには至っていないだろうということを見ると、私どもが公募に出てくるかという公募の中で皆さんがしてくるかなあという疑問は少し持つところであります。

○委員（富田牧子君） すごく無責任ですよ。その話というのは。

きちっとしたこういうNPOが可児市内にはあって、そこが受けるでしょうという見通しがあってなら、私はまだ話としてもう少し聞いてみようかなという気もしたんですけど、まるっきり話もない中でこういうことを投げちゃうということはいかかなんかと思うんですよ。

それで、今、この間帷子児童センターに私もちょっと体制の話でどうなっていますかとお聞きしたときに、厚生員が大体どの児童センターでも2名から4名いて、それで子育てパートナーがいると。それで先ほど言われた、体力増進員というのはホールがあるからそこで体育指導をする。そういう名目で厚生員が体力指導員という名で大体いるということなんですよ。そうすると、本当にそれが指定管理になったとき、今おられる方たちは一体どのような雇用形態になるのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 想定の話ですので、非常に話がしづらいところがございます。もし条例を議決いただきまして、手続を進めて、指定管理者との協定の場に会議が移ったときには、ほかの指定管理者、ほかの市町村でも指定管理を受けておられる児童館等た

くさんございますが、こういった前例のお話を聞きますと、現在雇用の方については引き続きの雇用をお願いしたいということを、我々市のほうからお願いするという事は可能かというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） よそがやっているところはもっときちとしたところでやっているわけですよ。母親クラブだ何だということにやってもらおうなんて思っていないし、私は社会福祉協議会も行きましたが、社会福祉協議会としてこういうことで指定管理を受けていただけなんですかねという話をしたら、社会福祉協議会はとてもそんなことまでは手が出ませんと。今福祉のほうでやっている、そのことだけで大変なので、子供の部分というのは今までやっていることじゃないことなので、それはできないというお話を社会福祉協議会で私は聞いたんですね。社会福祉協議会なら、そういうきちとしたところならまだいいかなと思ってこの問題について聞きにいったんですけど、よそでやっているというけどよそはきちとしたところがやっているわけですよ。あなたの話みたいに母親クラブみたいなのに何とかやってもらってと、そんなこと指定管理になったらそこできちっと経理もやらなきゃいけないわけですよ。そんなことどうやってできますか、母親クラブに。おかしいでしょう、これって、条例だけ先につくっておいて、きちっと受け皿もないのにもう4月からやりますよということで、働いている人にも不安を与えるだけで、本当におかしなことだと思うんですけど、投げればそれで進んでいくと思っているんですか。

○こども課長（高井美樹君） 指定管理者の設置、指定管理者に業務を行わせるべきものの審議をこの条例でお諮りをしているところでございますので、当然のことながらこの議決を経なければ我々としては指定管理者の次の手続に進めないという覚悟でこれを出させていただいているというところでございます。

それから、昨年6月の委員会、私のほうから、本来ですと昨年6月の時点でこの条例について上程するという予定でございましたが、当然指定管理の場合につきましては、受ける相手方、交渉する相手があるというところの中で、もう少しその辺の調整も含めてお時間をいただきたいという旨をここで御説明させていただいております。そういった中で公募という形をとれば、それなりに先ほど富田委員がおっしゃられたように、人事管理だとか経理事務だとか、そういったものに十分たえ得る事業者がここに応募していただけるという段階にある程度来たのではないかという中で、この条例を上程させていただいたということで、今回上程したというところでございます。

○委員（富田牧子君） すると、先ほど一例に出された母親クラブ以外にもうちちょっとこういうことに応募する団体があるんじゃないかというふうに思っておられますか。

○こども課長（高井美樹君） はい。当然私どもの窓口のほうには、今こういった公の施設の業務の委託、指定管理というのは、いろいろな分野で活動している株式会社もあれば、社会福祉法人もございます。そういったところからの問い合わせを受けて、私たちが思っている、条例に出すこと全てをお話することはできませんけれども、こういった部分で地域の中で地域力を生かした児童館にしていきたいとか、我々が思う旨をお伝えしている中で、何と

かこの公募の中で手を挙げていただけるのではないかとこのところが幾つかあるというふうには今は思っております。

○委員（富田牧子君） では、そこに出したとして、サービスの向上という点を言われましたけど、そこら辺については具体的にどのようなことを思っておられるんですか。

○こども課長（高井美樹君） 今、こちらの各児童館でやっておられる事業というのは、非常に多くの事業を今の厚生員たちは取り組んでおります。それにさらにプラスしていきたいというのが、もう少し地域の設置してある館の特徴、強みや弱みがあるかと思えますけど、そういったものを指定管理者の柔軟な動きの中で取り組んでいただきたいというものが一つございます。

これは例えばですけど、兼山につきましては、地域になかなか子供がいないという地区でございまして。この児童館を、じゃあ地域の子供たちがいないけれどもどういうふうに使ってもらおうかということを考えていただきたい。それから桜ヶ丘と広見、帷子、それぞれの地域性というのは、その児童館以外、それぞれ自治会運営とか学校とか、そういったところでもそれなりの地域性というのがあるかと思えます。こういったところを取り組んでいただいて、それぞれの地域に合った活動を強めるだとか、そういったふうに期待をしているところです。

○委員（富田牧子君） それで課長は具体的に、例えば帷子児童館だったらこういう活動をやってもらえるといいなとか思うのが、地域に合った活動とおっしゃるけど、ありますか。どうですか。

○こども課長（高井美樹君） そこは、指定管理者の知恵の出どころかなというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それで、もう1つは、例えば指定管理にするとしましょう。それでどこかのNPOがやるかもしれないとしましょう。それで、NPOが今までの厚生員の人たちを雇用するということになりますけど、これって結局そこでいろいろもうけるとは私もそう思っていないんですが、今までと違う、そこに1つ介入することによってその部分の経費というのは必ず発生するわけですから、今まで直接雇用で3年ごとの契約で厚生員の人たちに、安いお金ですけど、払われていた。その水準にはなりませんよね。同じ人たちを雇用したとしても、もっと削られるというふうに私は思うんですけど、そんなことしたら、本当にさらにサービスの向上につながるのかということをおもうんですけども、その点の御心配はございませんか。

○こども課長（高井美樹君） 決してNPOに指定管理することを全て想定しているわけでもございませんので、NPOという部分以外、いろいろな事業形態がございしますが、そういった皆さんに今回事務をお受けいただくに当たって、当然のことながら指定管理料というものが協定書なりで最終的に交わし、次年度以降の債務負担もお諮りしていくわけなんですけど、当然その部分というのは、どこもその前年度の決算、予算の実績をある程度基準にして協議が進んでいくという部分で考えますと、その部分を富田委員がおっしゃったまさにそのとおりでして、今我々が児童館の事務を進めるに当たって、直営ですので当然本所のこども課内

に直接担当している職員がおります。その人事管理をし、給与を払い、雇用保険等の手続をし、そういった事務だけでもそれなりの作業がございます。それから、日々事業でやられるような消耗品、例えば土曜日に何とか行事をやるよといったときに、子供が来る数の道具を50人分買いましたとか、そういった伝票処理等も結構ばかにならない作業を職員等がやっております。こういった部分の事業費を当然のことながらどういうふうにもその中に反映していくのかということも、当然総務的な部分というのがこの指定管理の事業として入っておりますので、そういった部分を入れ込みながら、今ある皆さんの給与待遇というのが指定管理による指定管理の官庁プアでしたか、下請に出すような形で賃金が下がっていくというようなことがないような部分を含めて、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 今でも厚生員の方々は安い給料ですよ、はっきり言って。帷子でも、1人はベテランの方が見えましたが、若い方がお2人見えました。私は若い人をそんな安いところで使うなんていうことは、本当に罪なことだというふうに思うんですよ。まだ直接雇用をやっていただいていたほうが、3年ごとの契約ではありますけど、きちっといいと思います。本当に若者の働かせ方としてそんなことでいいのかというふうに思うし、今でも人が足りないというか、人が来てくれない、厚生員とかキッズクラブでもそうですけど、そういうところに人を集められないのに、そんなふうに指定管理にしたらますます来てくれないと思うんですね。子育て支援をしますなんて言っていることと裏腹にこういうことをやっていくという、その市の姿勢が全く私は理解不能です。

最後に1つ聞きたいのは、これは平成28年4月からということになりますけど、そうすると広見児童センターは結局どういうふうになるんですか。子育て支援拠点施設ができて、そこに児童センターの機能部分も入れるということですよ。そうすると、そこがそのままそこにいって何かやるというふうに考えておられるんですか。ちょっとその見通しを教えてください。

○こども課長（高井美樹君） 広見児童センターと、駅前の拠点施設との関連でございますが、こちらにつきましては、今さらに基本設計が進んでいるところでございます。その中に児童館の機能を、現行の広見児童センターの機能にさらに面積的な部分とか、内容的な部分も付加した形で何とかできないだろうかというところで、基本の設計が進んでいるところであります。

それで、先々般の一般質問の中でもお答えいたしましたとおり、非常に近接のところ、同じような機能が2つあるということは、ファシリティーマネジメント上でも考えづらいと御答弁申し上げているわけなんですけど、この部分につきましては、ある程度拠点施設の開館が目鼻が立った時点で、そちらに移設をするということで物事を進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、指定管理期間は5年ですよ。だから、まだ開館前からそこに、指定管理がもう決まっているという状態になるということですか、形として。

○こども課長（高井美樹君） この部分につきましては、今最終の詰めをやっているところで

ございますけれども、これは通常5年間というところでございますので、広見以外の3館については当然5年間と。この広見のほうは、今の時点では時期がはっきり、開館は平成30年4月ということで、ある程度御説明、公表させていただいているかと思えます。そこをベースに、指定管理のその部分の年限については、ただし書きの中で広見児童センターについては対応したいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 済みません、先ほど最後と言いましたが、もう1つ聞くのを忘れていました。

第14条のところですけど、ここで利用許可に係る施設の利用料は無料とするというふうになってありますけれど、文言のところ、これって、例えば何か有料にするとか、そういうことはあるのでしょうか。ここに書いてある事業以外で使うんなら有料ですよとか、そういう意味ですか。

○子ども課長（高井美樹君） 第9条の第1項を少しごらんいただきますと、ここは要するに利用許可を受けた方ということに限定がされています。利用許可を受けた人は無料ですよというふうに書けばいいんですけど、何が無料なのかということがわかりにくいということで、施設の利用料は無料ですよという表記にしてあります。

ですので、利用許可を受ける方について有料というようなものは、あの児童館の中にはないということになります。

○委員（富田牧子君） そうしたら、指定管理者が、これ以外のところで有料でお金を取ったりしてもよろしいんですか。

○子ども課長（高井美樹君） ほかの指定管理を受けられた児童館等は、結構あちこち調べさせていただきました。当然、通常の指定管理の中でも、いわゆる自主事業、独自事業という部分で、いわゆるインセンティブ部分で、指定管理者がそこに多少なりとも自分たちの自主財源の中で活動する上において、必要な部分の実費なり、サービス料を受け取るということは可能にしておられるところもあります。そういった部分も公募等の中でもいろいろな提案を受けながら、この部分をどうしていくかというところは詰めていくところかなというふうに考えております。

○委員（可児慶志君） 私は基本的には民活は大歓迎のほうですので、積極的に進めてもらいたいというふうに思いますが、ただ、この件だけじゃなくて、ほかの案件、民活、指定管理をしていくときに気をつけてもらいたいというのは、今の高井課長の発言の中でもそうなんだけど、市の職員が大変だからということで外へ出したいようなニュアンスが聞こえてきたりとか、明確に言わないよ、そんなように聞こえたりとか、指定管理で外部の人にやってもらうとよりいいサービスがということを言ってくれているんだけど、現実にはそれは柔軟に民間がやってくれるとサービス向上につながるということは、柔軟に対応してくれるからすごく意味としてはわかりやすいけれども、正直、市の職員だけでやっているとサービス向上はなかなかできないということも私らはわかるんです。自分たちのプライドがあるから、民活のほうははるかにいいんだということをしちっと明るい前向きな話がしにくいところがある

とは思うんだけど、もうちょっと夢のあるような、子供たちが、民活をすることによって満足感が本当に感じてもらえるような、上手な表現をして説明をしてもらわんと、事務を出して自分たちが楽になるだけだ、あとは民間お任せだというような印象で聞こえてくるとよくない。本来やろうとしているのはとってもいいことなのに、そのところを上手に説明をすることがまず一つ大事だと。

それから、今後、出した後に、もう出しちゃったんだということで、あとはもう民間でやることだと、知らん顔してお任せ主義というようなことも、過去には事例としてはあることはあった。現実もあるところがあるよね。そのところを、指定管理で民活しているんだけど、後の管理というのをどうやっていくのか。このところの詰めというのは、こういう条例とか何かでは定めるところは少ないかもしれないけれども、行政側として見れば、そこに対する配慮というのを十分してもらいたいと思う。

だから管理ではない。単なる管理ではなくて、有効活用という面において、満足感を与えるような施策の推進ができるように配慮をしてほしいと思いますけど、いかがですか。

○**子ども課長（高井美樹君）** 済みません、大変私の説明が足りずに、もう少ししっかり説明できなきゃいけなかったかなというふうに反省をしておりますが、まず今後のかかわり方、例えば指定管理を出した後のかかわり方につきましては、質疑の中でもありましたとおり、運営委員会というのが、これは指定管理者のほうで主催ということになります、私どもの市もその運営委員会のメンバーとして中に入るということは当然のことでございます。

あと、今子育ての児童館の一つの役割の機能には、小さい幼児を持つ母子の方へのかかわり方というのを非常に進めております。まさに今市が取り組もうとしている施策の最先端の子育て支援の拠点となってくるといって、これは一緒になってそういう事業をどんどん推し進めていくと。情報交流も当然必要になってきますし、そういった部分でさらに事業として有効に活用していきたいという思いの中で、我々は積極的に当然かかわっていくところでございます。

そういった部分では、何か施設の管理だけをそこに任せるということは毛頭思っていないくて、あえて広見児童センターも今回入れさせていただいたというのも、そういった地域でもっと積極的に働きかけを、単位単位でやりやすい民間事業者のアグレッシブな部分が有効に生きるんじゃないかという部分等もあり、この指定管理者にお願いをしたいというふうに考えているところです。

○**委員（富田牧子君）** ちょっとこういう提案はどうかと私は思うんですけど、広見は平成30年4月1日からということですよ。だから、平成28年4月1日からにするんじゃなくて、平成30年までにもっと本当にそういうサービスをやってくれる母体を育てて、受け皿をきちっとしてほしい。話を聞いておっても全然イメージが湧いてこないですよ。一体どこにあるのという話で、最初手を挙げたところは、どこでもそうですけど、そんなにあれだというふうに思いますし、広見の子育て支援施設ができれば、ああ、あそこならやっぱりこういうふうでやってみたいと、本当にそのことに非常に専門的にやれるところが出てくるかもしれな

いので、私はそんな、何遍も出して悪いけど、母親クラブみたいなボランティアにもならないような団体にそんなことを投げるんじゃないかと、もうちょっと時期を置いて、子育て支援施設もできたときにそういうことをするという事は可能ではないですか。

○**こども課長（高井美樹君）** ちょっと整理いたしますと、広見児童センターについては、今回指定管理にせず、駅前の拠点施設ができるまでは広見児童センターでボランティアの育成を兼ねてやったらどうだという……。

○**委員長（野呂和久君）** これは多分条例が平成28年4月1日からなので、あと2年ずらしてはどうですかみたいな、この条例自体を。

○**こども課長（高井美樹君）** ありがとうございます。

その点につきましては、広見児童センターに影響を受けて、ほかの3館のことをおくらせるということは、当然考えていないですし、あえて3館から4館にした、先ほど申し上げた地域性の部分をしっかりと取り組むということでやってまいりたいというふうに思っております。

従前3館で、広見児童センターを指定管理にすること自体、ちょっとまだペンディング状態だということをこの場で前任の課長が申し上げているかと思えますけど、この部分の老朽化というところを1点で指定管理に出すのはやめようというようなことがございましたけれども、やはり非常に老朽化というものについては、先ほど申し上げたそれぞれの子育て支援拠点として力を発揮する児童館、児童センターが、機能としては老朽化というのは別物じゃないかという観点で4館にしたいということで、今回上程したわけでございますので、この部分を減らすとか延ばすということではなくて、冒頭申し上げた考えの中で、4館を指定管理に出したいというふうでございます。

○**委員（酒井正司君）** 関連に近いかと思うんですが、いろんな新しい取り組みをするとき、モデルケースとして先行しているいろんな検証をするという手もあったかと思うんですが、そういうことに関しては、いかがでしたでしょうかね。

○**こども課長（高井美樹君）** モデルといいますと、例えば1館どこかを指定管理に出すということかと思いますが、ここについては、モデルというものよりは、やはり4館、これは逆に、もう1つのほうは指定管理を受ける側の立場も含めますと、やはりなかなか児童館という仕組みは、インセンティブの部分でほかの収入を得ることがなかなか難しい施設だということがあります。そういったところでいくと、1つというよりは、2つ、3つ、4つというある程度の規模の中で指定管理を受けることによって、指定管理者自身が受けやすい状況をつくれるんじゃないかというのが一つあるのかなというふうに考えております。

事業として1個モデルをつくってというのも一つの考え方としてあり、そこに何か突出した児童館の中でやるということをお考えますと、なかなか児童福祉法の中で、先ほど言った利用許可を出した者が無料だとか、子供たちが使う施設ということで、今非常に多くの事業をやっている中で、さらに何か突出したものを1個だけというよりは、それぞれの地域性に合ったものを、色を出しながら、4館でやっていくやり方のほうがいいんじゃない

かというふうに考えております。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 反対の討論です。

先ほどのいろいろ議論の中で、本当にイメージできないわけですよ。指定管理にすると本当によくなるというイメージが描ければまだしもですが、ただ言っていることは地域の実情に合わせてと、そういうことを言うだけですが、4館同じところがとって、地域の実情に合わせたサービスができるのかと、そういうふうに思うわけです。

そしてまた、広見のところは平成30年4月1日、だから2年しかないわけですね、指定管理に。そんなところを受けるところは私はないというふうに思うわけです。やはり子育て支援の拠点施設ができてきちとした段階で、もう一度検討するということなら、それはそれで意味があると思いますけど、今この時期に指定管理ありきでこのような条例をつくってしまうということは、私は時期尚早だと思いますし、まだまだいろいろ、指定管理にしていくんなら、先ほども言われたけれども、モデル事業みたいな、もうちょっときちっと物事を考えて、実際にやっていくところがないと、とても成功するとは思えませんので、この議案、条例には反対です。

○委員（酒井正司君） では、反対ではないという討論をします。

まず、いつも常套句として出る、民間にできることは民間でという、これがちょっと私ひっかかるんですが、何かこれを聞くと効率優先というか、一括して全て丸投げのような語感があるということ。民間にできることがあれば、民間も含めて民間を活用するという公平な立場。何かこの響きは余り好きではないし、テーマによってはこれはよくないことになる危険性がありますよ。効率優先じゃない、例えばこれも教育の一環ですけれども、こういうときにこういう言葉は私は使うべきではないんじゃないかなという個人的な見解ですね。

それから、確かに今の反対討論にありましたように、非常に不安な要素が拭い切れないということ。ただ、チャレンジ精神は非常に旺盛だということは十分理解できました。地域の特性ということは非常に大事ですし、見ておきますと、自治会であったり、地域の老人会の力が結構私はボランティアとして活用されているなあと。それぞれそういう力をしっかりと引き出さなきゃいかん。だから、これがどうつながっていくか、職員も含めてですけど、その継続性が一番成否を分けるなあと。そういう意味で、先ほどの運営委員会の機能であり、これは未来永劫続くわけじゃないんで、5年間かけてしっかりと検証して、その撤退も含めて果敢な決断が5年後になされるように、そういう条件つきで私は賛成をします。

○委員長（野呂和久君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより議案第43号 可児市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第43号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで10時5分まで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時01分

○委員長（野呂和久君） 会議を再開します。

報告事項1. 地域支え合い活動助成制度の創設についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部長（西田清美君） それでは、地域支え合い活動助成制度の概要につきまして、報告事項の1でございますが、よろしくお願いをいたします。

この制度の創設につきましては、健康福祉部高齢福祉課の所管でございます。

御承知のように、介護保険制度の改正によって要支援の1と2が、これまでの国による制度から総合支援事業ということで市町村による事業に移行されます。そのための市の体制づくりということで、地域のきずなづくりを進め、支援を地域で担う仕組みづくりを地域の方々と話し合いを進めているところでございます。

この制度につきましては、国や県にも同じような制度がございますけれども、そうしたところで補完できない部分を補うものであり、県内には事例がなく、先進的な取り組みではないかなあということを思っております。

かつては普通にあった隣近所の支え合い、助け合いの地域社会をこうした制度を活用しながら再構築をしていただきたいと思います。そうした思いの制度の創設でございます。

詳細につきましては高齢福祉課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 私のほうから地域支え合い活動助成制度の概要について説明をさせていただきます。

平成27年度の当初予算におきまして、介護保険特別会計の地域支援事業経費の中に予算の

ほうは計上をいただいております。当初予算で250万円の予算を計上していただいております。

まず目的でございますが、お手元の資料番号1をちょっとごらんいただきまして、その1ページの上のほうでございますが、目的としましては、今後支援を必要とする高齢者が増加していくという中で、住みなれた地域での生活をいつまでも継続していただきたいと。そのためには、今部長のほうも説明されましたように、公助だけ、公的なサービスだけではなくて、地域の中での支え合い、助け合いとった共助の仕組みづくりが必要となっているということで、その仕組みづくりの一助としたいということが1つ。

それから、ここにはちょっと書いてございませんが、ボランティアに参加される方の介護の予防ということで、いろんな地域での活動を通じて仲間づくりでありますとか、生きがいづくりといったようなことをこの活動の中で感じていただく中で、そういった活動が介護の予防につながっていくであろうというところで、目的として2点を考えております。

それから、助成の対象でございますが、1ページの下に助成対象とする主体ということで書いてございます。自治会等を初めとする地縁団体、それからNPO法人、任意のボランティア団体、それから地区の社会福祉協議会とか、地区の単位老人クラブといったところもひとつ対象となってくるのかなあというふうに思っております。

それから2ページのほうに行ってくださいまして、一番上に対象事業ということで支え合い活動というのは何かというところでございますが、一応大きく3つに区分して考えております。

対象事業の1としまして、高齢者が集う宅老所、今まで宅老所の運営補助ということを市の事業で行っておりましたが、そこをここで引き継いでいくという考え方です。

宅老所（Kケアサロン）ということでちょっとサブネームをつくって、宅老所という言葉自体がちょっと時代の変化とともにどうかなあというところがございますので、サブネームを与えております。ただ、内容としましては、従来の宅老所と同様でございます。

それから、対象事業の2番としまして、生活支援サービスということで、括弧して、家庭の中での調理、配食、それから掃除、庭の草抜きとか買い物代行、同行支援などの生活支援のサービス。

それから、対象事業の3としまして、ここは主に安否確認という意味合いですが、ごみ出し支援もここの中へ入れております。安否確認、見守り活動というような、大きく3つに分けて対象事業を整理しております。

活動拠点といたしましては、民間の住宅及び集会施設ということですが、自治会の集会施設を初め、市の公民館等を活動の拠点とするということで、それもオーケーですよということで考えております。

それから2ページの下ですが、活動回数等の基準というところで、先ほど対象事業1、2、3ということで大区分を説明させていただきましたが、それぞれここに記載のとおり定めております。

対象事業の1番、宅老所につきましては、月に2回以上の開設で、1回が3時間以上。それから対象事業の2番と3番につきましては、週2回以上の活動をしていただけるような活動ということで考えております。

それから、3ページのほうになります。サービスを受けられる方の対象としまして、サービス利用対象者の基準といたしまして、これも対象事業1、2、3ごとに書いてございますが、基本は65歳以上の方、または65歳未満の方でも介護認定を受けていらっしゃる方がサービス提供を受けていただける方というふうで整理しております。

それから、3ページの中ほどからですが、助成対象経費及び助成額のところです。

助成を何に対してするのかというところですが、3ページ、4ページのところに(1)から(4)までで整理しております。(1)番としまして活動拠点の整備、それから(2)番としまして開設準備の経費ということで、これは一時的な備品でありますとか、消耗品でありますとか、開設当初に必要な経費、それから(3)として運営経費、それから下のほうへ行って(4)で、当初購入した備品を更新する必要がある場合の備品の更新経費ということで4点で、4つに区分して整備しております。

1つ目の活動拠点整備経費につきましては、助成の額といたしましては、整備に要した額の4分の3相当ということで、ただし上限を75万円ということで設定しております。

それから4ページの頭ですが、開設準備経費といたしまして、開設当初に必要な備品等ですが、30万円を限度といたしまして、必要な経費ということで、10分の10の補助率ということでございます。

それから(3)の運営経費、月々の運営につきましては、活動対象事業は1、2、3と区分いたしました。それごとに設定しております。

対象事業の1番、宅老所、Kケアサロンと言いましたけれども、その部分の経費につきましてはここにごらんとおりで、開催回数に応じて5,000円から2万円を維持費として支弁し、活動費としましては1回につき2,500円で上限が1万円です。ですので、維持経費と活動費助成、両方足しますと上限で3万円が上限となります。現行の宅老所の運営補助と同額でございます。

それから対象事業の2番につきましては、これは生活支援サービスのところですが、基本月額としまして5,000円、それから1利用につき600円という単価で、あとは利用者の数を掛けていきたい。ただし、月額2万円を上限と設定しております。

それから、見守り活動等の対象事業の3でございますが、単価を200円と設定して、実施件数を掛けていくということとしております。こちらのほうも月額上限を2万円ということで設定しております。

それから、備品の更新、すぐこういうのは出てこないと思いますけれども、将来的に備品の更新が出たときの助成といたしまして、更新に要した経費の2分の1を助成ということで、上限を30万円というふうで設定しております。

最後に、制度の開始日でございますが、平成27年度予算に計上をいただいておりますので、

できるだけ早期にということを考えてましたが、要綱の整備等で少しおくれましたが、この7月の1日から運用を開始したいというふうに考えております。

なお、対象事業の1番、宅老所につきましては、本年度の予算の中でも宅老所の予算は今の支え合い活動とは別に計上をいただいておりますので、その関係もございまして、平成27年度は従前の制度を運用しまして、平成28年の4月からこの制度で統合していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 3ページのサービス利用対象者の基準というところでちょっとわからないんですけど、65歳以上であれば、別に介護認定を受けていなくても誰でもいいということなのか、この事業について。先ほどの説明の中では、要支援の1と2が地域支援事業に移ったというさきのお話があってこの説明がありましたので、私は要支援1と2の人に対することかなと思ったんですけど、どうも3ページのところを見ると違うような気がするし、そこら辺、ちょっとはっきり教えてください。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この制度の対象といたしましては、65歳以上の方であれば全てオーケーという考え方です。

地域支援事業への移行につきましては、平成28年度、移行をするということでございますが、そこへ行くには、まずは今回の制度を使って地域の支え合い活動というものを幾つも幾つもふやしていきたいというのが第一の目的です。

平成28年度に開始します地域支援事業の移行に関しましては、そういったいろんな活動の中で介護保険サービスの一部を担ってもいいですよという団体の中から1つ、2つ出てくるのか、出てこないのか、そのあたりは各団体と個別の協議をさせていただく中で、またそこは別な制度として考えていきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） そうすると、平成27年7月1日から始めて平成28年4月1日になったら、もうちょっと変わるかもしれないよということはあるわけですか。これはもうこのままずっと、7月1日からずっとずっとやっていって、変わる部分はまた後で考えますということですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この制度につきましては、基本、この形で当初スタートさせていただく中で、運用の中でいろんなふぐあいが見つかるということも考えられますので、そのような際にはまた手直しは必要になってくると思いますが、先ほどの地域支援事業という観点で言うと、それはまた別のところで考えさせていただきたいと思っております。

○委員（酒井正司君） 地域の支え合い活動を広めようということなんですが、既にスタートしているこれに該当する事業を行ってみるところも多々あるかと思うんですが、その辺の数は把握していらっしゃるでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 具体的な数、全て網羅しているわけではございませんが、まず対象事業の1に該当します宅老所につきましては、現在17ほどでございます。市の助成対象以外で、社会福祉協議会でサロンということへの助成が行われていますので、それらの

事業がおおむね70ほどあるというふうに聞いております。

それから、生活支援というところでは、帷子、若葉台、それから広眺ヶ丘、あるいは桜ヶ丘というようなところは聞いております。

それから、見守りにつきましては、いろんな形で、あるいはいろんな団体での取り組みが行われておるということは承知をしておりますが、具体的な数のところまでは把握しておりません。

○委員（富田牧子君） 2ページの対象事業のところですね、生活支援サービスとして調理、配食、掃除、庭の草抜き、買い物代行、同行支援などで、これは今まで、例えばシルバー人材センターなり、いろんなところが有料でやっていたわけですよ。これがこういうことになると、後ろのところに、この事業について単価は200円ですよというふうで書いてあって、掛ける回数とか何かいろいろ書いてありますけど、これって利用者は全くやってもらうだけで、全然お金は払わなくていいわけですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 地域の活動に対する助成というのがこの制度です。ですので、地域のボランティアでやろうというグループの方々が一回こういうサービスを提供したときに、やはり利用者からも少し気持ちを出してもらいたいという判断のもとで、例えば1回100円ですよ、200円ですよというような単価を定められて運用されることは実費相当というような意味合いの金額ですが、そういったことは私どものほうでそれをいいとか悪いとか、地域の皆様方のグループに言わないというふうに考えております。

私どものほうからは、そういった活動をなさった場合、対象者65歳以上の方であれば、1回につき、今生活支援は200円というお話がありましたが、600円ということで支弁をしようというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） そんなに基準が曖昧だと、混乱が起きますかね。あそここのところに行けばただだよとか、全部やってくれるよとか。

私は今まで、幾らがいいとは言いませんが、やっぱり利用料についてはきちっと払うべきものだというふうに、ほかの人の労働をそのようにただで利用するということはやっぱりやめたほうがいいと思いますので、最低基準でもきちっと決めていただかないと、多分混乱が起くるんじゃないかなあと心配して聞いているんですけど、どうですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 現に生活支援のサービスを提供していらっしゃるところの方のお話を伺うと、2通りの意見がございました。1つは、やっぱりきちっと対価として実額といいますか、本当の実費程度をいただくべきだろうという御意見が1つ。もう1つは、お金をもらおうと地域の支え合いから逸脱するという考え方の方もありました。それは一つの考え方ですので、どちらが正しいということはないと思います。そういう意味で、地域の団体のボランティアが幾つか立ち上がってきたときに、どう取り扱っていくといいのかということとは地域の皆様方が考えられて、決めていただければいいのかなと。

ただ、議員御指摘のように、わかりにくい点ではないかという点はあると思いますが、自己負担があったとしても本当に実費程度ということで、そこはお願いをしていくつもりでござ

ございますので、その中で整理をしていただきたいというふうに考えております。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて報告事項２．中学校における冬期のエアコン運用結果についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） それでは、資料番号２に基づきまして、中学校における冬期のエアコン運用結果について御報告させていただきます。

この資料の冒頭にもございますが、小・中学校にエアコンを設置する最大の目的は、夏場の酷暑対策ということで、冷房利用ということが最大の目的でございました。ただ、エアコンでございますので、付随する機能として暖房機能もあるということで、冬場をどうするかについては、これは中学校の冬場のエアコン試験運転、これによって総合的に判断するという事で参っております。

それで、ここに実施目的がございますように、実際のコストや暖まり感などを調査し、今後のエアコン運用方針決定の参考とするということで、平成26年度にエアコンを設置した中学校５校、このエアコンの状況を見て判断するという事でございました。

実施期間は、暖房が必要となる昨年の12月から、平成27年３月の４カ月間ということでございます。

エアコン運用の判断としましては、１つには、エアコン暖房に伴うコスト、光熱費がどれぐらいかかるかという一つの判断の軸と、もう１つは、エアコンを導入することによっての関係者の意見、そういうのを総合的に踏まえてどうするかということで検討させていただきました。

まず、１番目のエアコン暖房に伴うコストでございますが、中学校５校全体のエアコン使用に伴う光熱費でございますが、机上の見込み額が250万円弱を予定しておったわけでございますが、実績としましては50万円弱、48万円ぐらいですが、安くなったということがございます。

ただし、エアコンが未設置の特別教室等がございますので、その灯油代は当然かかってまいります。それがエアコン光熱費とは別に98万円ぐらい要することになります。

(2)でございます。平成25年度に中学校５校で使用した灯油代が約145万円ほどございました。

(3)でございますが、前年度と比較したトータルのコスト増としては幾らになるかということでございますが、今の数値で計算しますと153万円ほどコスト増となるわけでございます。

ただし、その下の(4)でございますが、エアコン設置に伴いまして、基本料金の上昇分がございます。基本料金はデマンド方式でございますので、その分、基本料金も上がってくるということになりまして、これが⑤の44万円弱ほど上がるということでございますので、正

味のコスト増としましては、(5)でございますが、約110万円弱上がるという試算が出ました。

この試算につきましては、電気方式の西可児中や広陵中、それとガス方式、これまでも東可児中学校は導入しておりましたので、そこら辺につきましては、エアコンだけ切り分けてというわけにまいりませんものですから、平成26年度の光熱費から平成25年度の光熱費を差し引いた額という形で算定しております。中部中と蘇南中については今回初めてガス代がかかるということでございますので、実績で算定したものでございます。

一方で関係者の意見といたしましては、校長、教頭、学校事務職員は、ことし1月ごろにまず口頭にてヒアリングを行いまして、まずよい点、便利な点としまして、主な点としましては、ここにごございますように、火を扱わないので安心・安全であるとか、ストーブの設置や給油の手間がかからない。教職員や生徒の負担が減った。部屋の中がストーブより均一に暖まる。快適な環境のために生徒たちも授業に集中し、落ちついていると。ストーブの設置等のスペースが不要になったということで、教室が広く使えるなどの意見がありました。逆に悪い点、不便な点としましては、電気方式では、朝の稼働開始時に体育館やパソコン室の使用と重なると、デマンド警報ブザーが鳴ってしまうと。極力コストは下げるという意味からデマンド方式ですので、一度に電源を入れるのではなくて、3回に分けまして電源を入れていくということになりまして、こういったのはございます。それと、今のような理由によりまして、朝の15分ほど、教職員、特に教頭でございますが、つきっきりになってしまうというのはあります。あと、空気が乾燥しやすいという御意見もありますが、基本的に今、全ての学校で加湿器を使用しておりますので、これまでもストーブの使用時から保有、使用しておりましたので、わざわざ追加購入した学校はございません。あと、教室内リモコン保管ボックスの鍵を各教員が携帯しなければならないという、それが不便ということもあるようでございますが、万一携帯を失念しましても、共通の鍵になっておりますので、そこら辺は大きな不便にはならないのではないかと考えております。

その他、こういった御意見もありましたんですが、それとあわせまして、生徒、担任に対する書面によるアンケート聴取をことし2月上旬に実施しました。これは悉皆ではなくて、各中学校より各学年1クラスを抽出しまして、それと担任と合わせて579名全員から御回答をいただいたということでございます。自由意見等もございますが、自由意見につきましては、今申し上げたような意見が主なものでございました。

グラフ化したものが次の2枚目でございます。エアコンのアンケートの集計結果でございます。

4つの項目がございまして、エアコンとストーブの比較、暖かさはどうかというようなこと、それと右へ行きまして、エアコンとストーブの比較の過ごしやすさ、3つ目に生徒の様子、今後の暖房方法ということで、1つ目の暖かさも、エアコンのほうが暖かいというのが6割以上ございました。過ごしやすさにつきましても、エアコンのほうが過ごしやすいというのが7割以上。生徒の様子は、先生から見た生徒の様子はどうですかということですが、エアコンのほうが授業に集中していると、そういうふうに思われる教員が6割前後おりました。

た。あと、今後の暖房としましても、冬場、エアコンがよいというのが6割以上あったというところでございます。

それで、1枚目の裏に戻りまして、総括しまして、今年度以降のエアコンの暖房運用方針の前提といたしまして、まずこの①と②でございます。

コスト面からいきますと、①でございますが、冬場にエアコン暖房を使用することで、先ほど申し上げたように、中学校5校では約110万円の光熱費が増加したとなっております。この試算で見込みますと、小学校11校では約240万円で、小・中合わせて350万円前後コストはかさばるとい形になります。光熱費に関しましては、ストーブによる暖房に優位性があるということの一つ言えるかと思えます。

2つ目に、ストーブによる暖房をもし継続する場合にしましても、エアコンを使用していなくても一定の光熱費が発生するという、先ほどの基本料金が上がるということでございます。あわせまして、老朽化に伴う機器の更新の際は1台当たり5万円から7万円程度の費用が必要になるといことで、機器の更新もすれば、トータルのランニングコストの差異はさらに縮まるといことで、ちなみに平成23年から平成25年の3カ年で51台の暖房機器を購入しております。1年に17台更新したという計算になりますが、平成26年度につきましては、中学校のエアコンの設置に伴いまして余剰となった機器を更新希望のあった小学校に回すことで対応したという経緯がございます。

もう1つは関係者の声、③、④でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、エアコンを実際に使用した現場の先生や生徒からは、エアコン暖房を肯定する意見が多数を占めるということで、特に安全面、環境面、衛生面などからエアコン暖房を推奨する声が多いと。結果として、生徒たちの落ちついた学校生活につながっているものと考えられるといことでございます。

そして、各中学校の校長先生方も一様に、生徒が授業に集中し、落ちついているという回答もございましたので、これら4つの項目を総括いたしまして、コストのような単純比較はできませんが、エアコン暖房に伴う教育への波及効果というのは非常に大きいというふうにご考えております。

以上によりまして、平成27年度以降についてもエアコンによる暖房を行っていくことが望ましいものと考えております。

また、今回の調査で判明した換気などの問題。これにつきましても、昨年11月に策定しました暫定版の運用指針がございますが、その見直し等により対処していきたいといことで、今回の冬場の運用も含めまして、新たなその指針をつくって、光熱費の縮減にも努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この件というか、エアコンで聞きたいことがあるんですけど、いいですか。

暑い夏が来ましたが、小学校のエアコンはどのようにつくか、ちょっと。

○教育総務課長（渡辺達也君） 補足説明させていただきます。

この件につきましても、いろいろ皆様方には御心配おかけしましたが、これにつきましては、さきに入札が終わりまして、小学校11校、6つの校区に分けまして、大体近いところの学校で2校で1つのセットとしまして、兼山小学校は1つでございますが、さきの6月12日に契約がなされました。

結果的には市内の業者で受注していただくという形の入札結果が出ました。総額で、受注価格としましては税込みで約5億5,000万円ほどというふうになりまして、今後の工事予定につきましては、夏休み前にできるだけ設備機器の準備を行いまして、夏休みを中心に、校舎内の本工事を行う予定でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、夏休みには校舎の中にはついていないということですよ。

キッズクラブが何か人数がすごく拡大して、夏休みに教室を使わなきゃいけないとか、そういうことになったときに、教室にクーラーがないということですよ、それってまだ。

○教育総務課長（渡辺達也君） こども課からは、そこら辺はまた詰める必要はございますけど、もし普通教室をそういう形で使うという形になれば、ことしの夏については、申しわけございませんけど、今回で予定するエアコンは対応できないという形になります。

○委員（可児慶志君） 総括のところの②に、これ片手落ちだからこんなのは書かんほうがいいよ。ストーブを買いかえたりするのにお金がかかるなんていうことは、エアコンでも更新するときはお金がかかるんだから、これ余分に浮くわけじゃないので、こんな片手落ちのことはみっともないから外しておいたほうがいいわ。意味わかるでしょう。

○教育総務課長（渡辺達也君） 今、御指摘もございましたが、確かにエアコンについても更新という時期はあるわけでございますので、ちょっとそこら辺につきましては慎重な表現でまた検討させていただきます。済みません。

○委員長（野呂和久君） 他によろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて、報告事項3. 給食費の滞納状況についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（山口好成君） 給食費の滞納状況につきまして、資料の3を使いまして御報告をさせていただきます。

滞納額一覧表のほうでございますが、平成25年度分以前、平成16年から平成25年度分ということで本日は御報告をさせていただきます。

平成26年の当初に繰り越しをされました調定額といたしまして1,107万1,582円の滞納額がございました。この部分につきましては、学校、教育委員会と連携をとりながら収入に努めてまいったわけなんですけど、平成26年度中に収入額といたしまして221万4,342円を収入することができました。未納額といたしましては885万7,240円が平成27年度に繰り越しをされてお

るところでございます。収納率といたしましては20%でございます。

なお、ここにはございませんが、平成26年度分につきましては、5月末をもちまして出納閉鎖となりまして平成27年度に繰り越しがされておるわけですが、平成26年度分といたしましては327万7,114円が滞納額として平成27年度に繰り越しをされております。

このように大変多額な滞納額が残っている中で、本年2月23日に開会されました第2回議会定例会におきまして訴えの提起を2件させていただきまして、可決をいただきました。支払い督促の申し立てを行うものでございます。

現在、給食費未収金の回収業務を委託しております弁護士を訴訟代理人といたしまして、3月27日に2件の支払い督促の申し立てをさせていただきました。申立額につきましては、2件で128万7,830円でございます。

その後、申し立てをした中で、2世帯から督促の異議申し立てが出てまいりました。異議の内容につきましては、基本的に一括でお支払いすることができないので、分割でお願いしたいという異議申し立てでございました。2世帯とも毎月3万円ぐらいの分割をお願いしたいという申し立てが裁判所のほうに出しております。

これによりまして訴訟手続に入ってまいったわけでございますが、7月2日午後1時半から第1回の口頭弁論が開かれる予定になっております。1件が午後1時30分から、もう1件が午後2時からという予定で進めております。この話し合いの中で資産等の状況につきまして、訴訟代理人であります弁護士が聞き取りをした中で判断をしていきたいというふうを考えております。

また先般、5月27日に行われました第3回議会定例会におきまして、8件の支払い督促の訴えの提起、こちらのほうを可決していただきましたが、こちらにつきましては現在調査を進めておりまして、今月のうちには8件とも支払い督促の申し立てを御嵩簡易裁判所のほうに行う予定でございます。

こうした支払い督促をこれからも続けていながら、負担の公平性と財源の確保という両面を実現しながら、また学校と教育委員会、そしてPTAとが連携をしまして、未収金の回収のほうに努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項4.（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設基本設計（案）のパブリックコメントについてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） それでは、資料ナンバー4を用いまして、（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設基本設計（案）のパブリックコメントについて御説明をさせていただきます。

当該施設の基本設計につきましては、現在、市民ワークショップ等を開催いたしまして、子育て世代の方とか、健康づくりに携わられる方など、関係市民の皆さんの意見をお聞きしながら、また同時に庁内関係課の御意見も聞きながら進めておるところでございます。現在までさまざまな会議を重ねてまいりまして、基本設計（案）もかなり詰めてまいることができました。そこで、このたび広く市民の皆さんの意見をお聞きする機会といたしまして、パブリックコメントを実施するように計画をしたところでございます。

それでは、概要等、御説明させていただきます。

資料の1番、パブリックコメントの実施概要としてでございます。

対象案件は、今申しあげました駅前拠点施設の基本設計（案）でございます。周知時期及び方法でございますが、来月、7月15日の「広報かに」の紙面でパブリックコメントの実施を周知いたします。あわせて、市のホームページ等でも皆さんに広く周知をする予定でございます。意見を募集する期間といたしましては、7月21日から8月10日までとしております。資料の公表場所といたしましては、市のホームページ、それから子育て拠点準備室、市政資料コーナー、各連絡所などを考えておるところでございます。

次に2番、これまでの経緯と今後のスケジュールのところでございます。

前段は、今までの主な取り組みですね、議会への報告ですとか、市民ワークショップの開催等についての実施事項を整理しておりますので、説明はちょっと割愛をさせていただきます。中段以下ですね、（以下予定）のところからスケジュールについて記載をしておりますので、そちらから触れさせていただきます。

今週の金曜日、19日に第4回のワークショップを開催します。その後、パブリックコメント用の資料を作成いたしまして、7月の中旬ごろには議員の皆さんにその資料を配付させていただきたいというふうに考えております。7月15日の広報で、先ほど申しあげましたとおり、周知をいたします。7月21日から8月10日までの21日間、市民からの意見を募集すると。8月下旬にはいただいた意見に対する市の考え方を整理し、結果を取りまとめてまいります。9月上旬にはパブリックコメントの結果を公表いたしまして、9月議会で議員の皆様方にもパブリックコメントの結果、それから基本設計について御報告をさせていただくように考えておるところでございます。以下、パブリックコメント終了後、実施設計業務に着手をいたしまして、工事費を固めてまいります。あわせて、開館後の運営も見据えまして、市民ワークショップなどを随時開催していきたいというふうに考えております。その後、平成28年9月に工事着工、平成29年の12月に竣工で、平成30年の4月には開館をさせたいというような流れの中でのパブリックコメントを今回実施したいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） この件に関して質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては以上で終了をいたします。

続いて、報告事項5．小規模保育事業についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） お願いいたします。

資料はございませんが、この件に関する開設準備状況について御報告申し上げます。

子ども・子育て支援新制度により、小規模保育所の新設、改修に対しては、国の補助メニューが示されておりました。しかし、その補助要項の詳細は示されないまま年度を越え、ようやく新年度に入ってから国が2分の1、市が4分の1を補助する等の内容が示されました。ただし、いまだ正式な通知としては届いておりません。

一方で、昨年度から小規模保育所運営を検討されておられました市内の1医療法人と、本年4月以降、ようやくわかってまいりました補助要項の内容を精査しながら協議を進めてまいりましたところ、本年9月中の開所に向けて事業を推進したいという旨の意思表示がございました。つきましては、当初予算及び6月補正予算の段階では補助要項や事業者の意思が未確定であったことにより事業として予算計上はできませんでしたが、未満児の保育体制の強化・充実のため、市としましても9月開所に向けて動かれる事業所と一緒に準備を進めていく必要があると考えております。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（野呂和久君） この件に関しまして質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

ここで議事の都合により暫時休憩します。

関係部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○委員長（野呂和久君） それでは会議を再開します。

事前質疑1. 教育大綱についてを議題とします。

質問者である富田牧子委員から質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 教育大綱についてですが、この教育大綱を総合教育会議で策定することになっておりますけれど、この策定のスケジュールはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

また、総合教育会議は公開となっておりますが、もし今までやっているんなら、今まで私は案内をもらったことがないなというふうに思っておりますし、4月から議事録の公開が行われるということになっておりますが、それは実際どうなっているのかということもお尋ねしたいと思います。

前に質疑をしたときに、教育大綱を策定する上で、可児市には教育基本計画がありますので、それからまた学校の規模については規模の適正化の、ちょっと正しい名前は、ごめんなさい、忘れましたが、答申が出てきておりますので、今全国的に学校の統廃合とか、そうい

うことが言われたりしておるわけですが、この答申を尊重すべきだというふうに思いますので、これをやはり具体的に教育大綱に盛り込んでいくということが必要だというふうに思いますけれど、どのようにされるでしょうか。

○委員長（野呂和久君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（高木美和君） それでは、私のほうから策定のスケジュール等についてお答えをさせていただきたいと思います。

教育大綱につきましては、法律で、地方公共団体の長が地域の実情に応じ、総合的な施策の大綱を定めるとされております。その場合に、総合教育会議において教育委員会と協議するものとされておりますけれども、あくまでも大綱につきましては市長が策定するものと考えております。

策定のスケジュールでございますけれども、市民からの意見等の反映のため、4月から5月開催の各種団体の会合の中に時間をとっていただいて、市長が意見聴取をしております。

なお、各種団体には教育に関するさまざまな自由な意見をお聞きしたいと依頼してございます。意見の聴取は、市自治連絡協議会の席で依頼いたしまして、協議会の意見集約をしていただいて四役会から、教育総合会議の場で各教育委員から、民生児童委員連絡協議会理事会の場で各理事から、市PTA連合会評議員会の席で依頼いたしまして、意見集約をしていただいて、役員会からでございます。

今後の予定でございますけれども、6月から7月にかけて、意見等を踏まえながら素案の作成をいたしたいと思っております。7月から8月にかけて、市長は素案をもとに総合教育会議で教育委員会と協議・調整の上、策定いたしまして、9月中に議会等に報告できたらと考えております。以上でございます。

以下につきましては課長のほうから説明させていただきます。

○教育総務課長（渡辺達也君） 引き続き、御質疑の中のほかの3点について御答弁申し上げます。

まず2番目の総合教育会議開催に関する議会への案内についてでございますが、4月14日に開催しました第1回の総合教育会議、これは市のホームページで開催の告知はさせていただきました。議会への個別的な案内というのは行いませんでした。プレスでの発表も行いましたが、新聞社から2社の傍聴があったという経緯がございます。

2つ目に、総合教育会議の議事録の公開でございますが、第1回の議事録は、4月30日より市のホームページ、教育総務課で公開中でございます。

もう1点でございますが、教育大綱への教育基本計画、学校規模適正化答申の反映についてということでございますが、教育大綱は、教育の目指すべき方向性や基本的な考え方を示すものでございます。各種団体からの意見聴取でも、わかりやすく簡潔明瞭にその意見も出されております。以上によりまして、学校規模適正化や詳細な施策までに言及するようなものは現時点では考えておりません。

また、教育基本計画につきましては、逆に大綱の考え方を反映していく必要があると考え

ておりますので、並行して教育基本計画の後期計画の見直しの年度になっておりますので、そちらのほうの大綱の反映については検討をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、根幹となる考え方には大きな違いはないと考えております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君）　ここで質疑を行います。

○委員（富田牧子君）　やっぱり案内下さいよ。4月14日にやったなら、ホームページには書きましたけどとさっきおっしゃったけど、総合教育会議。ほかのところの部署でも重要な会議のときはきちっと連絡は議員にありますので、大いに関心がある人も見えると思いますので、ぜひきちっと御案内ください。

○教育総務課長（渡辺達也君）　今御意見もございましたので、また検討させていただきたいと思っております。

○委員（富田牧子君）　それから、9月中に教育大綱を報告いただいて、その後に教育基本計画の後期計画に取りかかるということですか。今年度中にはもう後期計画はつくっちゃうということですか。

○教育委員会事務局長（高木美和君）　教育基本計画につきましては、実は並行してつくる予定にしております。その折に、当然教育大綱等で意見が出た部分については反映する必要もございまして、反対に教育基本計画の中で御意見等が出てまいりましたら、それは市長等に申し上げて、大綱の中に反映するという必要もないかなということをおっしゃいます。

教育基本計画につきましては、年度内に作成ということの予定にしております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君）　他の委員からの質疑はありますか。

○委員（林 則夫君）　学校教育課長がおられるときに聞こうと思ったけど行っちゃったで、局長、いいですか。

最近よく不審者情報のファクスが入ってくるんですが、その後、逮捕したとか、身柄を確保したとか、全然結果の報告がないけれども、今まで不審者は全部野放しになっておるわけですか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○教育委員会事務局長（高木美和君）　実は今の林委員からの意見と同じような形で、学校教育課のほうから警察署のほうにも申し出をしまして、その結果がどうなのかという回答をいただきたいという話を先般したところでございますけれども、警察のほうは全てが公表はできないということで、公表できるものはそういうふうに学校なり、教育委員会のほうにバックしていただくということを考えているようでございますけれども、事件そのものがその後を公表するということまで警察のほうで考えていないという部分もございまして、できるものとできないものとあるというような御回答でございましたので、今そういった件でちょっと学校教育課と警察署のほうで詰めさせていただいている状態ではございます。

○委員長（野呂和久君）　それでは、教育大綱についてのその他の質疑はございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

続いて事前質疑2. 福祉センターの指定管理者についてを議題といたします。

富田委員、お願いいたします。

○委員（富田牧子君） 昨年の12月議会で、福祉センターの指定管理者として株式会社技研サービスが指定をされましたが、この4月から業務を開始しているわけですが、窓口はここが担うことになっておるわけですが、対応が悪いという苦情を数件聞いております。

もう1つ、私がぜひ知りたいと思っているのは、（株）技研サービスの従業員であると思うけれども、前、東濃建物管理（株）に雇用されていたと。その東濃建物管理（株）から給料をもらっているというおかしな形態になっているということをする人間がおりましたので、（株）技研サービスが東濃建物管理（株）から派遣を受けて業務を行っているのかどうかという点についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（野呂和久君） この件に関して執行部の説明を求めます。

○福祉課長（豊吉常晃君） 私のほうから2点、まず福祉センターの窓口での対応につきましてでございますが、利用者の方に御迷惑をおかけしまして大変申しわけございませんでした。

指定管理者によります4月からの受け付け体制につきましては、現在3名が交代により従事しておりまして、常時2名が平日の午前8時30分から午後5時まで対応しております。この従事者は全員の方が女性の方で、指定管理者によります直接雇用のパート社員の方々でございます。

業務切りかえでふなれなことから親切な受け付け対応ができなかったことと思いますが、より丁寧な窓口業務の実施を事業者に申し入れまして、研さんを高めて、さらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

続きまして、（株）技研サービスは指定管理者でございますが、東濃建物管理（株）から派遣を受けて業務を行っているのかという点でございますが、館内の機械管理、清掃業務につきましては、人材の派遣を受けて業務を行っているものではなく、指定管理者が東濃建物管理株式会社に委託し、業務を行っております。

この業務につきましては、指定管理者制度を導入する以前も市が委託を行っていた分野でございますが、館内の機械操作に精通した従事者がいることから、受託者の東濃建物管理（株）と指定管理者との間の委託契約のもと、7名の従事者の方ですが、東濃建物管理（株）との雇用関係により従事しております。

同様に、指定管理者と契約している委託業務につきましては、庭園管理業務、自動ドアの保守点検業務、エレベーター保守点検業務などがあるところでございます。業務の進行管理につきましては、定期的なモニタリングを通して適切な業務の執行に努めてまいるところでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それでよくわかりましたけど、実態がね。

そうしたら、こんなふう指定管理にしてやる必要があったのか。前のように東濃建物管

理（株）に委託をして、直営でやっているふうでよかったんじゃないですか。どんなもんですか。

○福祉課長（豊吉常晃君） 指定管理者制度につきましては、公の施設の管理・運営につきまして、包括的に、自主的に運営していただくというようなことでございまして、民間の自主的な運営のもとサービスの向上を図ろうというものでございますので、そこについては全体として市民サービスの向上に努める施策にのっとり、公募によります事業所のうちから事業者を選定し、業務を行っているところでございますので、効果はこれからあるかと思っております。

○委員（富田牧子君） きょうの最初の議案のところでも、児童センターを指定管理にするかどうかという話がずっとあったわけですけど、結局指定管理にしたら、前にやっていた人たちの給料がもっと下がるわけですよ。前だったら東濃建物管理（株）に委託をして、そこから給料をもらっていた。ところがその間に（株）技研サービスが入ることによってこの人たちの給料も下がるということで、これではとてもサービスの向上は私は受けられないというふうに思っておりますし、窓口の対応も本当に、これは去年度からずうっとあることで、窓口にいつもいつも来ていた人から直接、本当に何もわからない、本当に対応が悪い、前はもっと親切だったということを知っておりますので、指定管理になったらサービスがよくなるなんていうことは全くないんじゃないかなという私の感想です。感想だけ。

○健康福祉部長（西田清美君） ただいま富田委員がおっしゃられた窓口対応につきましては、先ほど課長が申しあげましたように、不十分であったということも事業者のほうも自覚をしておりますので、今後改めて社員教育をしていただけるものと思っております。

それと、私どものほうとしても、指定管理業者がつくっております教育マニュアル、それから教育訓練指導書、こうしたものを再度チェックして、指摘をするところがあれば指摘をして改めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） これと関係なく、先ほどちょっとクーラーの話のところが出たんですけど、クーラーの話で、小学校の教室にクーラーがなかなか、この夏はつかないということですが、キッズクラブで、実際には人数がすごくふえていて、夏休みに多数利用者があるらしいんですけど、そうすると既設の場所だけではとてもキッズクラブがやれないということで、学校という話にもなってくると思うんですけど、そこら辺についてはどんな見通しなんですか。本当にふえているという話を、それは聞いたところだけかもしれませんが、全体としてはどうですか。

○健康福祉部長（西田清美君） 大変申しわけありません。ちょっと子育て担当の課長と参事がおりませんので、確認をして御返答させていただきたいと思えます。

○委員（富田牧子君） 環境をよくしていただきたいということですので、いいです。伝えていただければよろしいですけど、クーラーもない教室で1日保育とか、そういうことはとて

も耐えられないというふうに思いますので、そこを何とか工夫して、たくさんキッズクラブに夏休みの利用の子が来てもいい環境にしてあげてください。それだけです。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

それでは、執行部の方は御退席いただいて結構です。大変にお疲れさまでした。

では、これより議会基本条例第11条第3項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提言の内容について取りまとめを行います。

引き継ぎについて、各委員から御意見がありましたらお願いいたします。

○副委員長（天羽良明君） きょうの報告事項にもありましたし、今、富田委員も言われましたけれども、教育日本一になるためには重視していかなければならないこととして、今のエアコン等の教育環境をよくしていくこと。あとは学校、保護者、地域での心の豊かさを重視していくような日本一であり続けるために、そういった教育を引き継いで検討していただきたいというふうに思います。

あと、ちょっとまとめて気がついたことを連続でいいでしょうか、何項目かありますので、1個ずつのほうがいいですか。

懇談会のほうも大変有意義な懇談会を民生委員と行うことができましたし、そういった継続して行う懇談会も大切だと思います。また、新たにどこかの団体とか、そういったところと懇談会を次の委員会でも持たれてはどうかというふうに思います。例えば健友会なんかもいいんじゃないかなあというふうに思いますので、懇談会を引き続いて行っていただきたいというふうに思います。

若葉台のほうでモデル事業が始まりますが、市内の地域包括ケアシステム、こちらのほうの進捗状況が大変重要だというふうに思います。また、先ほどの報告事項でもありました可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設、こちらのほう、パブリックコメントもありますし、完成に向けて、進捗状況等も委員会のほうで注視していく必要があるかと思えます。

最後に、私が気がついたところは、きょう、議案のほうでもございましたが、指定管理のほうで、例えば平成28年の3月末で期限が切れるような業者であったり、新たに児童館なんかも指定管理に検討が進んで、今回議案を検討したわけですが、そういった新たに指定管理になるようなところについては、ぜひ現場を視察していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（富田牧子君） 何が日本一なんですか、ちょっとお聞かせ願いたいけど、日本一の教育って。実際にそういう位置づけになっているんですか、あなたの言われた最初のところ。

○副委員長（天羽良明君） 義務教育日本一ということで市長も掲げてみえたので、そういった教育に向けて、可児市全体で日本一を目指していきたいというふうに思いました。

○委員（富田牧子君） それは市長が言っていることであって、別に委員会で言うことでも何でもないというふうに思うんですけど、大体、悪いけど、今言われたようなことをわざわざ

引き継ぎ事項として次に残すという必要性があるのでしょうか。それはまた次に出てきた課題で、次の委員会の皆様が真摯に討議していただければよろしいので、私たちがああしろ、こうしろということを次の委員会に述べるのは僭越ではないかというふうに思うので、私はこれはやらなくていいと思います。

○委員長（野呂和久君） 富田委員の意見は、今の教育のことについてということによろしかったですか。

○委員（富田牧子君） ほかの全てです。

どこと懇談するかは次の委員が決めればいいんであって、必要であれば健友会とやられて、次の委員会でやりましょうねということでもいいんであって、ここで次にこことやったほうがいいですよなんて言わなくていいというふうに思うと、私の意見。

○委員長（野呂和久君） 今年1年間、教育福祉委員会としてやってきました各種団体との懇談会は非常に大事だと思いますので、これは反省というか、総括を踏まえて、次期委員会でも継続してやっていただきたいということで引き継ぎをしていくということで今回引き継ぎを、今、皆さんと一緒に意見を出しておりますが、これは必要だと思いますので、私はこれを引き継ぎとして次に委員会でもぜひ引き続き各種団体との意見交換はしていただきたいと思っています。

○委員（富田牧子君） それは基本条例の中に書き込んでありますから、わざわざ言わなくてもそういうことをやるのは当然のことなので、それについてどここの団体なんていうことはここで決めなくていいんじゃないかという私の意見です。

○委員長（野呂和久君） 特にどこということの指定はしないまでも、一つ明確にするという意味で、各種団体との懇談会はしていくということと、あと、これから地域包括ケアシステムのことについては、議会報告会等で市民の皆様も大変今回の若葉台のモデル事業については関心を持っていらっしゃるので、これは委員会としてしっかり見ていく必要はあると思うので、これは引き継ぎ事項として次回の委員会のほうでぜひお願いしたいという項目です。

あと、駅前拠点施設についても、平成30年に開設ということですので、それに向けてしっかりと委員会として見ていく必要があるというふうに私は思っています。

あと、指定管理についても、平成28年の3月で社会福祉協議会が行っている指定管理の介護関係の施設もありますので、今後これについても議案が出てくるかと思しますので、その議案について、事前の調査というのは必要かと思しますので、これについても引き継ぎ事項としてどうかというふうに私は思っています。

○委員（酒井正司君） 基本条例にうたってあることはしっかりと継承しようということと、それと、今期ある程度成果が上がったなあということも多々あって、今委員長が言われたとおりなんで、少なくともステップアップしなきゃいかんと思うんですね。次の選挙で現職議員がどんだけなのか、新人が多数を占めるようなことになるのと、やはりしっかりとうたい込んでおくということは非常に大切かと思しますので、先ほどのような施設名等々を上げるというは、これはおっしゃるように僭越な行為なので、そういう活性化に向けてさらなるステ

ップアップするという意味で、しっかりとした継続性を担保することは必要かなあとと思います。

○委員長（野呂和久君） それでは、先ほど酒井委員からはどこをとという指定はしないという形で、今後も各種団体との懇談会は引き続き継続して行っていただきたいということと、今後の課題になっております地域包括ケアシステムや拠点施設については、今後もしっかりと進捗状況等をチェックしていくということと、指定管理についても、期限切れとなる業者については視察等を含めた調査、研究していくという、この3点を次期委員会に引き継ぎたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、この3点について引き継ぎ事項として議会運営委員会に報告し、次期教育福祉委員会へ引き継ぐということにいたしますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

その他、何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時15分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月15日

可児市教育福祉委員会委員長